

総財経第95号  
平成20年6月6日

各都道府県総務部長 殿

(各都道府県財政課、市町村担当課、  
都道府県立病院担当課扱い)

各指定都市財政担当局長 殿

(各指定都市財政課、市立病院担当課扱い)

関係一部事務組合管理者 殿

(都道府県・指定都市が加入するもの)

関係広域連合の長 殿

(都道府県・指定都市が加入するもの)

総務省自治財政局地域企業経営企画室長

### 公立病院の再編等に係る財政措置の取扱いについて（通知）

公立病院改革の推進については、各地方公共団体において、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「公立病院改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定し、積極的に取り組むよう要請しているところですが、このうち公立病院の再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等（以下「再編等」という。）に係る財政措置については、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、各都道府県においては、都道府県内の関係市町村並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても、この趣旨を周知するようよろしくお願いします。

### 記

#### 第1 再編等の実施主体

改革プランを策定して公立病院の再編等に取り組む地方公共団体に対し、その実施

に要する経費について、第4に規定する財政措置を講じることとする。

## 第2 再編等計画の策定

1 改革プランを策定し、公立病院の再編等に関する財政措置の適用を受けようとする地方公共団体は、おおむね次のアからキに掲げる事項を定めた再編等に関する計画（以下「再編等計画」という。）を策定し、第3に定めるところにより総務省に提出するものとする。

ア 再編等計画の策定主体

イ 二次医療圏等地域における医療提供体制の確保（地域の医療需要の現状及び将来見通し等）及び公立病院のあり方についての検討内容

ウ 再編等の基本方針

- ・ 病院間の機能分担及び連携の基本方針
- ・ 医療計画との関係 等

エ 再編等のスケジュール

オ 再編等の具体的内容

- ・ 再編・ネットワーク化に関する事項
- ・ 経営形態の見直しに関する事項（指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化による経営主体の統合等）
- ・ 事業形態の見直しに関する事項（診療所化等）
- ・ 病棟の廃止による病床規模の適正化 等

カ 再編等による効果（医療提供体制の確保、病院経営の健全化等）

キ 財政措置の活用予定

2 1の「再編・ネットワーク化」とは、地域において公立病院が果たすべき役割を、個々の病院ごとにとらえるのではなく、当該地域（二次医療圏等）全体における医療提供体制の確保の観点から抜本的に見直す取組をいう。

具体的には、地域における公立病院等（日本赤十字社等が設置する公的病院を含む。）において、基幹病院では中核的な医療機能を担い、それ以外の病院・診療所では日常的な医療確保を行うこととするなど、医療機能の再編、病院相互又は病院・診療所間の連携等が考えられる。

- 3 再編等計画の対象期間は、平成 25 年度までとする。
- 4 再編等計画は、医療提供体制の確保、病院経営の健全化等に十分な効果が発揮されると認められるものでなくてはならない。

### 第3 手続き

- 1 再編等計画書は、別記様式 1 により作成し、別記様式 2 から別記様式 5 までの各様式を作成し提出する際に、これらと併せて総務省に（市町村分については、都道府県を通じて）提出するものとする。
- 2 再編等計画書の記載事項を変更する必要がある場合には、地方公共団体は変更後の再編等計画書を速やかに総務省に（市町村分については、都道府県を通じて）提出するものとする。
- 3 再編等計画書を提出した地方公共団体は、当該計画書に記載した再編等の目標年度が終了するまでの間、各年度の進捗状況を翌年度の 6 月末までに総務省に（市町村分については、都道府県を通じて）提出するものとする。なお、様式は任意とする。
- 4 再編等の実施に伴う病院施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の一部について行う一般会計からの出資について、病院事業債（一般会計出資債）を充当しようとする場合には、その旨を起債予定額一覧表等と併せて別記様式 2 により、総務省に（市町村分については、都道府県を通じて）報告するものとする。
- 5 再編等の実施に伴い、病院の経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために行う一部事務組合、広域連合又は地方独立行政法人（以下「一部事務組合等」という。）への出資について、病院事業債（一般会計出資債）を充当しようとする場合には、起債予定額一覧表と併せて別記様式 3 により、総務省に（市町村分については、都道府県を通じて）報告するものとする。
- 6 再編等の実施に伴い、不要となる病棟施設の除却等に要する経費に充てるため、一般会計から繰出し等を行う場合には、別記様式 4 により、当該除却等に要する経費が生じる年度の 9 月末までに、総務省に（市町村分にあつては、都道府県を通じて）報告するものとする。

- 7 第4に規定する財政措置の適用が見込まれる地方公共団体は、その旨を当該財政措置の適用が見込まれる年度の前年度の9月末までに、別記様式5により、総務省に（市町村分については、都道府県を通じて）報告するものとする。

#### 第4 財政措置

- 1 改革プランに基づき、平成25年度までに行われる公立病院等の再編等に係る事業に関し、次の財政措置を講ずることとする。

ア 公立病院等（公的病院を含む。）の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の2分の1以内について、一般会計からの出資を行う場合において、次の①及び②に定めるところにより病院事業債（一般会計出資債）を措置するとともに、その元利償還金の50%について普通交付税措置を講ずる。

ただし、経営主体の統合（同一の指定管理者を指定することにより経営統合を行う場合を含む。）を伴わない再編・ネットワーク化の場合については、関係公立病院等間において以下に掲げるすべての取組が行われることを要件とする。

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
  - ・ 共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
  - ・ 医師の相互派遣による協力体制の構築
  - ・ 医療情報の共有又は医療提供の連携体制の構築
- ① 次に掲げる経費については、その全額を「通常の医療機能整備に比して割高となる経費」として取り扱う。
- 1) 病院・診療所間のネットワーク形成のために必要となる患者搬送車、遠隔医療機器等の整備に要する経費
  - 2) 経営主体の統一に伴い必要となる情報システムの統合等整備に要する経費
  - 3) 再編・ネットワーク化に伴う機能分担により基幹病院において新たに整備される高度医療又は救急医療の用に供する医療施設及び医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設並びにこれらの施設に設置される医療機器等の整備に要する経費
  - 4) 再編・ネットワーク化に伴う機能分担により基幹病院以外の医療施設にお

いて必要となる既存施設の改修に要する経費

- ② ①に掲げる経費以外の病院その他の医療施設及び医療機器等の整備に要する経費については、再編・ネットワーク化に伴い必要となるものの2分の1に相当する額を「通常の医療機能整備に比して割高となる経費」として取り扱う。

イ 再編・ネットワーク化に伴う新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合等への参画に際し、病院の経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために行う一部事務組合等への出資（当該一部事務組合等が構成団体の病院事業会計から継承する不良債務の額を限度とする。）について、病院事業債（一般会計出資債）を措置する。

ウ 再編・ネットワーク化に伴う公立病院の医療提供体制の見直しにより不要となる病棟等施設の除却等に要する経費の財源に充てるため、一般会計から病院事業会計に対して行う繰出金等の額の一部について、特別交付税措置を講じる。

ただし、当該繰出金等の額については、解体撤去費や建物の除却又は売却等に伴い現に支出する額を限度として建物売却代金等の収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

また、下記2の病床削減が行われた場合には、当該措置額（解体撤去費に係る措置額を除く。）から、普通交付税措置（予定）額を控除する。

- 2 改革プランに基づく公立病院の医療提供体制の見直しにより、病床数の実質的な削減が行われた場合にあっては、上記1の再編等の実施に伴う財政措置を講じるほか、削減を行った年度を初年度とする5年間の病床数について、当該削減を行う前の病床数を有するものとみなして普通交付税措置を講じる。

## 第5 その他

本通知は、平成20年度から適用し、「自治体病院再編等推進要領について」（平成17年4月20日総経第64号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知。以下「再編等通知」という。）については廃止する。

なお、再編等通知に基づいて策定された計画により平成21年度までの間に実施する事業に関する財政措置については、なお従前の例による。